

不育症検査費助成事業について

資料5

目的

不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図る。

概要・助成のイメージ

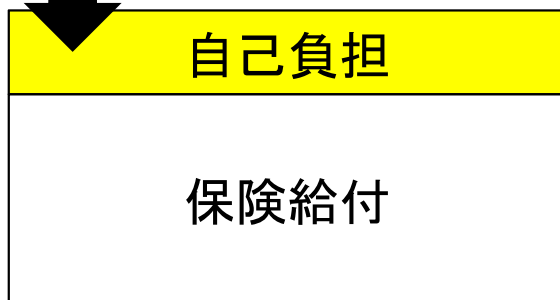
山梨県不妊検査費・不育症検査費助成事業

- 助成額: 2万円を上限
- 助成回数: 夫婦1組につき1回限り
- 負担割合: 県単
- 対象検査: 不妊症又は不育症かどうかを診断するために実施した検査
 - ※保険適用内・外問わず対象
 - ※ただし、山梨県不育症検査費(先進医療)助成事業の対象検査となっている検査は対象外。

山梨県不育症検査費(先進医療)助成事業

- 助成額: 検査費用の7割相当額。6万円を上限。
- 助成回数: 制限なし
- 負担割合: 国1/2、県1/2
- 対象検査: 流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた死産絨毛・胎児組織染色体検査)
 - ※「流産検体を用いた染色体検査」は、令和4年4月1日以降は、保険適用となっていることから、同日以降に実施した検査は、助成対象外。

不育症検査



<保険適用検査>



<保険適用外検査>

※先進医療以外



<先進医療>